

中間前金払制度について【令和4年8月17日施行】

中間前金払制度とは

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払い、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的として、既に受けた前払金に追加して、契約金額の2割に相当する金額を中間前払金として請求することができます。（ただし、中間前払金のみの請求はできません。）

対象工事

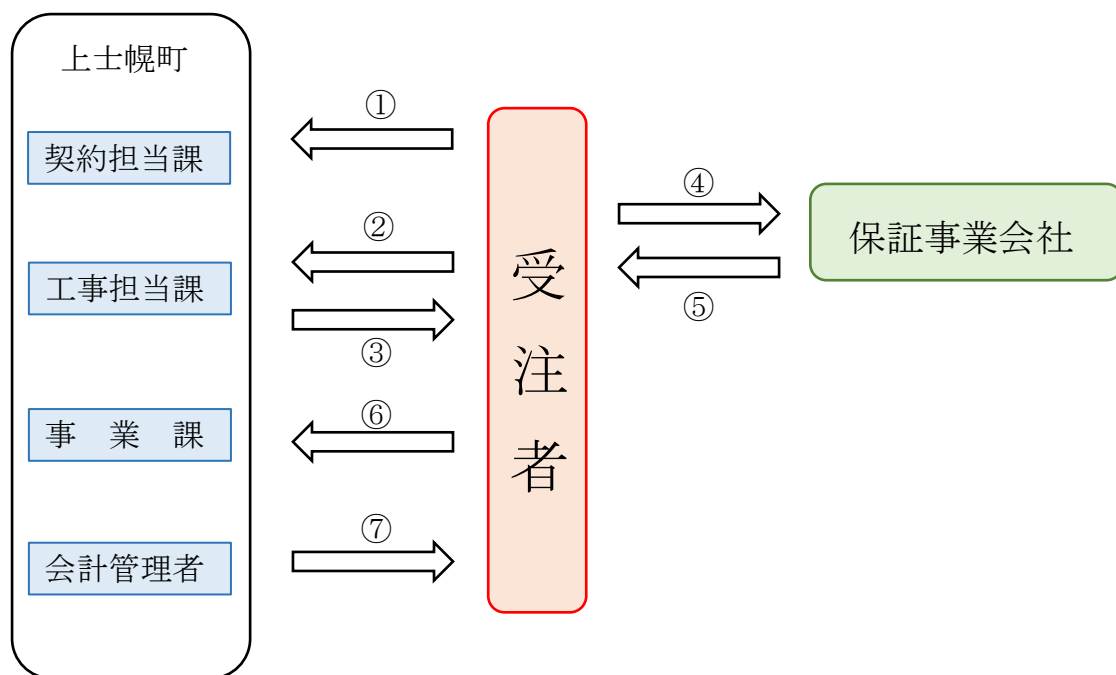
契約金額が1件250万円（税込）以上の工事

手続き

中間前払金の支払いには次の条件を満たしていることが必要です。（ただし、前払金の支払いをした工事に限ります。）

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ・当該工事の工期が90日以上であること。

- ①契約時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第3号）」を契約担当課に提出する。（ただし、部分払を適用しない工事は不要）
- ②条件を満たした段階で受注者が工事担当課に「中間前金払認定請求書（様式第1号）」に認定要件を満たしていることが確認できる資料を添付して提出する。
- ③工事担当課が受注者に「中間前金払認定（不認定）通知書（様式第2号）」を交付する。
- ④受注者は、中間前金払認定通知書を受け取った後、保証事業会社に保証の申し込みをする。
- ⑤保証事業会社が保証証書を発行する。
- ⑥受注者が事業課に請求書及び保証証書を提出する。
- ⑦会計管理者が受注者に中間前払金を支払う。



※詳しくは、「上士幌町建設工事の前金払及び中間前金払に関する要綱」をご覧ください。